

4. 精神科看護

2) 事例：統合失調症のある患者 70歳代

ア. 概要：

経過

地域包括ケアセンターからの紹介。精神障がい者の次女と2人暮らしであるが、最近外出が少なくなっていると民生委員から地域包括ケアセンターに相談があった。

地域包括ケア職員は、正確に服薬できていないことから、訪問看護ステーションに相談し医療保険による訪問看護が開始になった。精神状態不安定により一度入院加療を行ったが半年後退院、現在は介護保険での通所介護と訪問介護、医療保険での訪問看護（H26年度診療報酬改定により）を利用し在宅療養を継続中。

家族構成

精神障がい者の次女との2人暮らし。

キーパーソン：長女・・・同県内に在住、2～3回/月訪問あり。

看護内容

- 服薬管理や受診支援、健康管理の方法等疾病の悪化防止に関する援助
- 人間関係や生活リズム等日常生活上の支援
- 家族支援（精神障害者である次女への支援）
- 家族や関係職種との情報共有

要介護

要介護3

障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳2級

イ. 在宅療養支援の実際

- ・正確な服薬支援と規則正しい活気ある日常生活が送れるよう、趣味や好きな事を見出し支援した。
- ・次女の傾聴を行い、母親への対応方法を助言し、負担を軽減しつつ次女の家庭内での役割分担を作る支援を行った。
- ・介護保険サービス関係者や医療関係者との連携を密に行い、症状悪化の早期発見に努めている。

【目標】 患者が在宅で安定した療養生活送ることができる。看護職は、病状の悪化や再発予防、家族支援、生活の安定や向上を図るための支援を行う。また、地域における民生委員やボランティア等インフォーマルサービスとの繋がりを支援する。

利用制度

- ・障害者総合支援法：自立支援医療（精神通院医療）
- ・介護保険：通所介護、訪問介護（生活援助・通院等乗降介助）、住宅改修
- ・医療保険：通院による診察、訪問看護

	日	月	火	水	木	金	土
午前 9時 ～		通所介護 (介護保険)	訪問看護 (医療保険)	通所介護 (介護保険)	訪問看護 (医療保険)	通所介護 (介護保険)	
午後 3時	民生委員 の訪問		訪問介護 (介護保険)		*月1回 受診する		訪問介護 (介護保険)

精神科訪問看護基本療養費

- 訪問看護の対象は、精神障害を有する者又はその家族である。
- 四国厚生支局への申請が必要である。
- 精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）及び（Ⅲ）については、平成 26 年度診療報酬改正に伴い、精神科訪問看護指示書が交付された場合は、要介護被保険者等の患者であっても医療保険で算定できる。（ただし、認知症が主傷病であって精神科訪問看護指示書が交付された患者については算定できない）